

追 加

企画県土警察常任委員会資料

(平成22年10月6日)

- 1 建設工事の入札やり直しについて【県土総務課】 1 ページ

県 土 整 備 部

建設工事の入札やり直しについて

平成 22 年 10 月 6 日
県 土 総 務 課
工 事 検 査 課

9月28日に鳥取港湾事務所が開札した建設工事の総合評価方式入札において、工事成績の評定を行わないこととされている工事に工事成績を付していたことが判明し、総合評価に影響して公正・公平な入札を確保することができないことから、この入札を29日に取り止め、改めて新たな建設工事の調達を行うこととしました。

記

1 取り止めた入札

- (1) 工事名 網代漁港機能保全工事（1工区）
- (2) 予定価格 77,425,950 円
- (3) 発注機関 鳥取港湾事務所
- (4) 入札参加業者数 4社
- (5) 開札日 9月28日

2 経緯

- (1) 28日に開札し、入札価格をはじめとした総合評価項目の事後確認を行った。総合評価方式入札では、各入札者が本工事に配置する技術者の過去の工事成績を一つの評価項目としているが、今回入札した4社のうち1社の配置技術者の過去の工事成績が、工事成績の評定を行わないこととされている工事に県が誤って工事成績を付したものであることが判明し、その結果として、評価項目の一つである工事成績点数が適正なものではないことを確認。（総合評価については、末尾参照）
- (2) 誤って工事成績を付した原因

工事成績評定要領を平成19年4月1日から改正し、請負対象設計金額が500万円未満の建設工事については工事成績の評定は行わないこととした。

しかし、経過措置として旧要領の適用も混在した期間の工事検査であったことから、工事成績の評定を行わない500万円未満の工事に誤って工事成績を付したものの。

3 対応

- (1) 29日に入札の取り止めを決定し、入札参加業者へ通知、説明。

[取り止めの理由]

総合評価方式の評価項目である工事成績点数が、県の過誤による不適正なものであることから、入札の公正、公平を確保するためには、入札を取り止めることが必要であること。

- (2) 今後、早急に改めて新たな工事の調達を行う。

4 再発防止対策

新たにチェック表を作成するなどして、次の現行のクロスチェックを強化する。

(1) 検査内容のクロスチェック

区分	クロスチェック 1回目	クロスチェック 2回目	クロスチェック 3回目
兼務の地方機関職員が検査を行う場合	工事検査課の 担当検査専門員	工事検査課の 総括検査専門員	工事検査課の 課長
工事検査課職員が検査を行う場合	工事検査課の 別の検査専門員	工事検査課の 総括検査専門員	工事検査課の 課長

(2) 工事成績の工事進行管理システムへの入力クロスチェック

入力者	クロスチェック 1回目	クロスチェック 2回目
担当検査員	全入力データを工事検査課で検査台帳によって確認	左のデータを当該建設業者へ送付して確認

《参考》

【評価方法】

1 計算式について

評価点 = 入札価格点数 + 工事成績点数 + 施工能力点数

* 評価点数の一番高い者が落札者

2 配点について

区分	①入札価格点数	②工事成績点数	③施工能力点数
		会社 + 技術者	
配点	60	20	20

【採点項目と配点】

評価項目	入札価格点数	工事成績点数	施工能力点数								合計点 (最高)
			受注額点	技術者点	企業経営点	同種工事の工事成績点	地域点	地域貢献度	CPDS研修実績	現場体制点 ※減点項目	
上限	60	20	4	2	2	4	4	2	1	1	100
下限	0	0	0	0	0	0	0	0	0	限度なし	-

注: 工事成績点数

会社工事成績と配置予定技術者の工事成績の合計を最高点との比較で評価

《計算式》

自社の工事成績(会社工事成績 + 配置技術者工事成績)

工事成績点数 = 20 ×

応札者のうち最高の工事成績(会社工事成績 + 配置技術者工事成績)